

しあわせ積立定期預金規定（新総合口座「イーハトーヴ積立型」専用）

新総合口座「イーハトーヴ積立型」専用しあわせ積立定期預金（以下「この預金」といいます。）は、総合口座規定および次の規定により取扱いします。

1（預金の預入等）

- (1) この預金は、新総合口座「イーハトーヴ積立型」のしあわせ積立定期預金としてお預かりします。
- (1) の2 当行は、お客さまから当行所定のこの預金の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、この預金に係る契約が成立するものとします。
- (2) この預金の預入額は1口5,000円以上とし、毎月口座振替の方法により預入れるものとします。
- (3) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類（当日決済できないものは除きます。）により、当行本支店のどこの店舗窓口でも預入することができます。この場合はかならず通帳をご持参下さい。

2（受入証券類の決済・不渡り）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入の記帳を取消したうえ、当店で返却します。

3（口座振替による預入れ）

- (1) 引落指定口座、積立日、積立金額、振替方法等は、別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。ただし、引落指定口座が振替に際し貸越金が発生または増加するときは、通知することなく、その月の口座振替は行いません。
- (2) 積立日、積立金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当店に届出て下さい。

4（預金の種類、期間、継続の方法等）

(1) 自由型

- ① 預入れのつど、各別の「3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金」（以下「3年指定定期」といいます。）とします。
- ② 「3年指定定期」の満期日は預入日から1年経過した後は変更することができます。この場合当店に対しその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、この預金は変更後の満期日以降に支払います。

なお、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合（解約されないまま3年後の応当日が到来した場合も含みます。）は、満期日の変更はなかったものとします。

(2) 目的型

- ① この預金は、1年または2年毎のおまとめ日を指定していただき、自動受取りの積立元利金を新総合口座「イーハトーヴ積立型」の他の預金へ振替します。
- ② この預金の積立金は、おまとめ日までの残存期間に応じてつぎの定期預金とします。
 - a おまとめ日までの残存期間が1年以上の場合は、各別の「3年指定定期」とします。
 - b おまとめ日までの残存期間が1か月以上1年未満の場合は、各別の「おまとめ日までの残存

期間に応じた自由金利型定期預金（M型）」とします。

c おまとめ日までの残存期間が1か月未満の場合は、各別の「3年指定定期」とし、積立金は、次回のおまとめ日におまとめします。

③ 初回のおまとめ日は、契約日より1年以上2年以内の任意の日を指定していただき、以後、初回まとめ日から1年毎または2年毎の応当日がおまとめ日になります。

④ 自動受取りの積立元利金は、新総合口座「イーハトーヴ積立型」の普通預金、定期預金、貯蓄預金のいずれかでお受取りいただきます。なお、おまとめ日に、自動受取りの積立元利金のお受取りにより、新総合口座「イーハトーヴ積立型」の貸越限度額が超過する場合は、自動受取りの積立元利金は優先的に貸越金の返済に充当させていただきます。

⑤ 自動受取りの積立元利金を定期預金で自動お受取りする場合は、おまとめ期間と同様の期間の「自動継続自由金利型定期預金（M型）」としてお預かりします。

ただし、自動受取りの積立元利金が1万円に満たない場合および自動受取りの積立元利金のお受取りにより、定期預金の非課税貯蓄の最高限度額を超過する場合は、普通預金へ入金させていただきます。

⑥ この「目的型」のしあわせ積立定期預金は、おまとめ日後も引続き口座解約まで自動的に同様の内容で継続します。なお、契約の内容を変更する際は、書面により当店に届出てください。

5（利 息）

（1）この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）現在における店頭掲示の預金利率表（以下「預金利率表」といいます。）記載の定期預金利率によって計算し、満期日に元金とともに支払います。

① 期日指定定期預金

預入日（または継続日）から満期日の前日までの期間についてつぎの利率を用いて1年複利の方法で計算し、満期日に元金とともに支払います。

a 預入日（または継続日）から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合

預金利率表記載の1年定期預金利率

b 預入日（または継続日）から満期日までの期間が2年以上の場合

預金利率表記載の2年定期預金利率

② 自由金利型定期預金（M型）

預入れごとにその預入日から自動受取日の前日までの期間に応じ、預入日における当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。

（2）継続を停止した場合における満期払利息および満期日以降の利息は、元金とともに支払います。

なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間については解約日における普通預金の利率によって計算します。

（3）満期日前の解約をする場合、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（4）利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に預入れ（または継続）される預金から適用します。

6（預金の解約、書替継続）

- （1）この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- （2）この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、払戻請求書記載の積立定期預金払戻方法により、この預金を預入明細単位で解約いたします。解約する順序は特に指定のない限り、解約日においてすでに満期日が到来している預入明細、据置期間が経過した預入明細の順序とします。

7（非課税限度超過時の取扱）

この預金口座について、少額非課税制度の適用を受けている場合でつぎのいずれかに該当するときは、通知することなく振替または継続の中止をします。

- （1）口座振替による預入れでこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるとき。
- （2）第5条第1項の規定により、利息の組入れによってこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるとき。

8（規定の変更）

- （1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
- （2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- （3）前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上
(2020. 4. 1)